

富山県（以下「県」という。）は、令和7年1月24日、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。）第11条第1項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条の規定により、富山空港特定運営事業（以下「特定事業」という。）に関する実施方針を公表しました。

なお、実施方針において、特定事業である空港運営事業を実施するにあたっては、富山空港におけるターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体的に実施することとし、これらをあわせて富山空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）としています。

民活空港運営法第11条第1項により読み替えて適用するPFI法第7条の規定に基づき、特定事業を選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和7年2月10日

富山県知事 新田 八朗

富山空港特定運営事業等の特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

富山空港特定運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

富山空港（以下「本空港」という。）

イ 種類

空港

(3) 公共施設等の管理者等

富山県知事 新田八朗

(4) 事業内容

県は、富山空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）等に定める手続で選定された優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対し、公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに、当該運営権を設定された者（民活空港運営法第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）との間で富山空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下のとおり本事業を実施する。

ア 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、⑦、⑧、⑩及び⑬の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、緑地等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 河川区域内に位置する空港用地
- ⑧ 河川区域外に位置する空港用地のうち、県が所有者と土地賃貸借契約を締結し使用している民間地権者の所有地

- ⑨ ⑦、⑧及びその他募集要項等において県が指定する土地を除く空港用地
- ⑩ 河川区域内に位置する周辺用地
- ⑪ 河川区域外に位置する周辺用地
- ⑫ 上記各施設（③④を除く。）に附帯する施設（土木施設、建築物（消防除雪車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑬ ①から⑫まで以外に運営権者又は運営権者子会社等が所有する施設

イ 事業範囲

特定事業である空港運営事業の範囲は、以下のA) からD) に掲げるものとする。なお、本事業の実施にあたっては、E) に掲げるビル施設等事業を一体的に実施するものとする。

- A) 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）
- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）
- C) 環境対策事業（民活空港運営法第2条第6項第3号）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）
- E) ビル施設等事業

(5) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）、及び空港運営事業に先行して運営権者が一部を除くビル施設等事業者の発行済株式（以下「ビル施設等事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の10年後の応当日の属する年度の末日（1. - (5) -イの規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設等事業を実施する期間は、運営権者が一部を除くビル施設等事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

イ 空港運営事業期間の延長

運営権者が、県に対して、空港運営事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、1. - (5) -ウの規定の範囲内で10年以内の運営権者が希望する期間だけ、空港運営事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「オプション延長」という。）。オプション延長の実施は1回に限られない。

また、上記のオプション延長とは別に、実施契約に定める事由が生じた場合、運営権

者は、空港運営事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、県と運営権者が協議により1. - (5) -ウの規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から10年後の応当日の属する年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、1. - (5) -イに定める空港運営事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の25年後の応当日の属する年度の末日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）。

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(6) 事業方式

SPCは、県から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、県との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、空港運営事業の実施に必要となる動産の貸付及び譲渡を受けるなど実施契約に定める条件を充足し、空港運営事業を開始する。また、実施契約を締結した運営権者は、一部を除くビル施設等事業者株式をその株主から取得するなど実施契約に定める条件を充足し、ビル施設等事業を開始しなければならない。

空港運営事業終了日において運営権は消滅し、県又は県の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する不動産及び発行株式を時価にて買い取ることができる。

以上の事業方式により実施する。

(7) 利用料金の収受

運営権者は、①民活空港運営法第2条第6項第1号に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）及び民活空港運営法第2条第6項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号）第22条に規定する旅客取扱施設利用料については、各法律及び富山県富山空港条例の規定に従い、必要な承認、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設等事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

(8) 費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての

費用を負担するものとする。

ただし、本空港の特性を踏まえ民間の経営力やシナジー効果等のみでは独立採算での運営が困難と認められることから、県は運営権設定対象施設の更新投資に係る費用負担及び運営に係る費用負担を必要な範囲で実施する。

(9) 施設の立地及び規模に関する事項

本事業の対象となる用地の所在地等は、以下のとおりである。

① 所在地

富山県富山市秋ヶ島地内

② 本事業の対象となる敷地面積

約95.9ha

2. PFI事業として実施することの定量的評価

運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めがない限り、運営権者が負うとしている。また、募集要項等の公表後に競争的対話を通じた実施契約、要求水準等の調整を行うことが予定されているとともに、利用者数の増加に関する事業・業務等の優先交渉権者が提案する事業・業務、更新投資に係る計画及び運営に係る費用負担に関しては、優先交渉権者の提案内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営権者の実施義務を定めるとしている。以上により、特定事業に係るVFMの定量的評価に必要な事業内容の詳細が定まっていないため、現時点での定量的評価は困難であることから、定量的評価は優先交渉権者選定時に行うこととする。

3. PFI事業として実施することの定性的評価

PFI事業として特定事業を実施する場合、以下に示す定性的効果が期待される。

(1) 民間の資金及び経営能力の活用による一体的・機動的な経営の実現

現在の本空港は、①県が運営する空港基本施設等及び駐車場施設等、②ビル施設等事業者が運営する航空旅客取扱施設及び航空貨物取扱施設並びにこれらに附帯する利便施設が、それぞれ分離して運営されている。

PFI事業として、運営権者に空港施設の運営等を実施させるとともに、本事業を通じて上記の全施設が運営権者に集約して運営されることで、空港全体としての一体的・機動的な経営の実現が期待できる。

(2) 空港の機能向上、サービスの拡充及び官民連携による地域経済の発展

PFI事業として、県のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限活用することにより、空港の利用促進や魅力向上など、本空港の機能向上、サービス拡充が期待できる。

また、行政の信用や民間の創意工夫など、県と運営権者のそれぞれの強みを活かし、官民連携による相乗効果により、周辺の施設と連携した賑わい創出、県内外の各種団体・企業と連携して人や投資を呼び込む等、空港を拠点とした地域経済の発展が期待できる。

4. PFI事業として実施することの総合的評価

特定事業をPFI事業として実施することにより、本事業全体を通じて運営権者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、PFI事業として実施することが適当であると認められるため、民活空港運営法第11条第1項により読み替えて適用するPFI法第7条に基づき特定事業として選定する。